



[www.livero.co.jp](http://www.livero.co.jp)

- インターネット、又は書面(郵送)による議決権の事前行使をお願い申し上げます。
- 株主の皆様限定してご活用いただけるインターネットによるライブ配信を予定しております。
- 株主総会のお土産のご用意はございません。

# 第13回 定時株主総会 招集ご通知

## 開催日時

2022年3月25日(金曜日)午前10時  
受付開始 午前9時30分予定

## 開催場所

東京都港区芝公園3丁目5番4号  
The Place of Tokyo 地下2階  
グランドルーム

## 決議事項

- 第1号議案 定款一部変更の件
- 第2号議案 取締役4名選任の件
- 第3号議案 監査役1名選任の件
- 第4号議案 取締役の報酬額改定の件
- 第5号議案 監査役の報酬額改定の件

株式会社リベロ Livero Inc.

証券コード 9245

## 株主の皆様へ



2021年9月28日、東証マザーズに上場いたしました株式会社リベロ代表取締役社長の鹿島秀俊と申します。この場をお借りして株主の皆様には厚く御礼申し上げます。

当社は、新生活のスタートが、少しでもスムーズになるよう様々なお手伝いをしてまいりました。具体的には、お部屋探し・お引越し・ライフライン等の手配を行っておりますが、当社が創業時から大切にしていることは、サービスをご利用になる新生活を迎える個人の課題だけではなく、不動産会社や引越会社などのサービス提供会社様の抱える課題をも、解決できるビジネスモデルを築きあげることでございます。

現在では、サポート実績は累計300万件を超え、当社サービスをご導入いただいている不動産会社様は1,000社、法人企業様は2,500社を超えるに至りました。また、サービス提供会社様との提携も業界最大級となり、当社に関わるすべての方にとって喜んでいただけるサービスの提供に努めております。

当社が、東証マザーズ上場を目指したのは、上場による資金調達や、信用の向上により、提供するサービス品質の向上、拡大、研鑽を目的としております。当社にとって、この上場は新たなステージのキックオフとなります。

当社は、上場という新しいステージにおいて『常識を逸脱する』という気持ちで、当社らしいサービスを今後も発信していければと思っております。

今一度、私たちの未来にご期待いただきますよう心よりお願い申し上げます。

## 目次

第13回定時株主総会招集ご通知	3
議決権行使についてのご案内	5
インターネットによる議決権行使のご案内	6
インターネットによるライブ配信のご案内	7
株主総会参考書類	9
第1号議案 定款一部変更の件	9
第2号議案 取締役4名選任の件	11
第3号議案 監査役1名選任の件	14
第4号議案 取締役の報酬額改定の件	15
第5号議案 監査役の報酬額改定の件	15
【提供書面】事業報告	16
1. 企業集団の現況	16
2. 会社の現況	24
3. 剰余金の配当等の決定に関する方針	29
連結計算書類	30
計算書類	32
監査報告	34

## インターネットによる開示について

◎次に掲げる事項については、法令及び定款第18条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しております。

URL : <https://www.livero.co.jp/>

- 事業報告の「新株予約権等の状況」
- 事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要」
- 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」
- 連結計算書類の「連結注記表」
- 計算書類の「株主資本等変動計算書」
- 計算書類の「個別注記表」

したがいまして、本招集ご通知に掲載しております事業報告、連結計算書類及び計算書類は、監査役又は会計監査人が、監査報告又は会計監査報告を作成するに際して監査をした事業報告、連結計算書類及び計算書類の一部であります。

◎株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.livero.co.jp/>) に掲載させていただきます。

株主各位

証券コード 9245  
2022年3月10日

東京都港区虎ノ門三丁目8番8号  
N T T 虎ノ門ビル3F

**株式会社リベロ**

代表取締役社長 鹿島 秀俊

## 第13回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第13回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますのでご通知申しあげます。

なお、株主の皆様におかれましては、新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、健康状態にかかわらず、ご来場を控えていただきますようお願いいたします。また、株主総会の様子をご自宅等からご覧いただけるよう、インターネットによる株主総会ライブ配信を実施いたします。

当日ご出席されない場合には、書面又はインターネットによる株主総会の議決権行使をぜひご活用ください。後記の株主総会参考書類をご確認のうえ、いずれかの方法により、2022年3月24日(木曜日)午後6時までに、議決権を行使くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

### 議決権行使のご案内



書面（郵送）により  
議決権を行使していただく場合

- ▶ 同封の議決権行使書に議案に対する賛否をご表示いただき、  
2022年3月24日（木曜日）午後6時までに到着するようご返送ください。



インターネットにより  
議決権を行使していただく場合

- ▶ 当社指定の議決権行使ウェブサイト (<https://www.web54.net>) にアクセスしていただき、画面の案内に従って、2022年3月24日（木曜日）午後6時までに、議案に対する賛否をご入力ください。  
なお、インターネットによる議決権行使に際しましては、6頁の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認ください。



株主総会への出席により  
議決権を行使していただく場合

- ▶ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書を会場受付へご提出くださいますようお願い申しあげます。

## 記

<b>1</b> 日 時	2022年3月25日（金曜日）午前10時
<b>2</b> 場 所	東京都港区芝公園3丁目5番4号 The Place of Tokyo 地下2階 グランドルーム
<b>3</b> 目的事項	<p><b>報告事項</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>第13期（2021年1月1日から2021年12月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件</li> <li>第13期（2021年1月1日から2021年12月31日まで）計算書類報告の件</li> </ol> <p><b>決議事項</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>第1号議案 定款一部変更の件</li> <li>第2号議案 取締役4名選任の件</li> <li>第3号議案 監査役1名選任の件</li> <li>第4号議案 取締役の報酬額改定の件</li> <li>第5号議案 監査役の報酬額改定の件</li> </ol>
<b>4</b> 議決権行使についてのご案内	<ol style="list-style-type: none"> <li>(1)議決権行使書面において、各議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとしてお取り扱いいたします。</li> <li>(2)インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。</li> <li>(3)議決権行使書面とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。</li> <li>(4)代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。</li> <li>(5)議決権の不統一行使をされる場合は、株主総会の日の3日前までに議決権の不統一行使を行う旨とその理由を書面により当社にご通知ください。</li> </ol>

以 上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
  - 本招集ご通知において提供すべき書類のうち、次に掲げる事項については、法令及び定款第18条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.livero.co.jp/>）に掲載しております。
    - ・ 事業報告の「新株予約権等の状況」
    - ・ 事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要」
    - ・ 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」
    - ・ 連結計算書類の「連結注記表」
    - ・ 計算書類の「株主資本等変動計算書」
    - ・ 計算書類の「個別注記表」
- したがいまして、本招集ご通知に掲載しております事業報告、連結計算書類及び計算書類は、監査役又は会計監査人が、監査報告又は会計監査報告を作成するに際して監査をした事業報告、連結計算書類及び計算書類の一部であります。
- 株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

**当社ウェブサイト (<https://www.livero.co.jp/>)**



# インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットによる議決権行使は、下記のいずれかの方法によってのみ可能です。

①QRコードを読み取る方法

②議決権行使コード・パスワードを入力する方法

ご利用に際しては、下記をご覧ください、ご了承のうえご利用いただけますようお願い申し上げます。

**議 決 権  
行 使 期 限**

**2022年3月24日（木曜日）  
午後6時受付分まで**

## ①QRコードを読み取る方法「スマート行使」

1 議決権行使書右下に記載のQRコードをスマートフォンで読み取ってください。

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



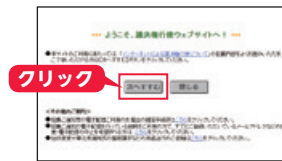
**「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。**

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですが右記②のPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。  
※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへアクセスできます。

## ②議決権行使コード・パスワードを入力する方法

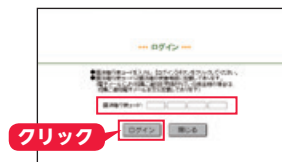
1 議決権行使ウェブサイトへアクセス

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>



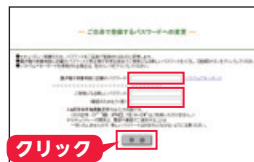
「次へすすむ」をクリック。

2 ログインする



議決権行使書に記載された「議決権行使コード」を入力し、「ログイン」をクリック。

3 パスワードの入力

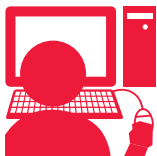


議決権行使書に記載された「初期パスワード」を入力し、実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください。「登録」をクリック。

以降は画面の入力案内に従って賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル  
電話番号：0120-652-031（フリーダイヤル）  
（受付時間 午前9時～午後9時）



## インターネットによるライブ配信のご案内

当日の株主総会にご自宅等からでもご参加し、株主総会の様子をご視聴いただけるよう、以下のとおりインターネットによるライブ中継を行います。

なお、当日の会場撮影は、ご出席株主様のプライバシーに配慮し、議長席及び役員席付近のみとしますが、やむを得ずご出席株主様が映り込んでしまう場合がございます。あらかじめご了承ください。

インターネットによるライブ配信において株主総会にご参加いただけるのは、株主様本人のみに限定させていただき、代理人等によるご参加はご遠慮いただきますようお願い申し上げます。

### 1. 配信日時

**2022年3月25日（金曜日） 午前10時から株主総会終了時刻まで**

※ライブ中継を担うスタッフの新型コロナウイルス感染等の事情により、ライブ中継を配信できなくなる場合がございます。配信可否、状況等につきましては、随時当社ウェブサイト等によりご案内してまいりますので、ご確認いただきますようお願い申し上げます。

### 2. アクセス方法

当日視聴URL：<https://web.sharely.app/login/livero-13>



#### <必要事項>

##### 株主番号、郵便番号

- ①上記のURLを入力いただくか、上記の二次元コードを読み込み、ライブ配信ページにアクセスしてください。
- ②接続されましたら「株主番号」及び「郵便番号」（2021年12月末時点）を画面表示に従って入力しログインしてください。

※上記URLにて事前にログインテストを行うことができますので、ぜひご活用ください。

※議決権行使書を投函する前に、「株主番号」及び「郵便番号」を、必ずお手許にお控えください。

※日本国以外に居住（海外法人を含む）の株主様はご利用できません。

※ご不明点に関しては、下記URLよりヘルプページをご参照ください。

<https://sharely.zendesk.com/hc/ja/articles/360051046253>



### 3. 事前質問方法

「2. アクセス方法」に従ってログインしていただき、動画配信画面の右下にある「質問する」ボタンをクリックし、質問フォームより報告事項及び決議事項に関する質問内容をご送信ください。

**【事前質問受付期間】 2022年3月10日（木曜日）午前10時から2022年3月23日（水曜日）午後6時まで**  
※株主の皆様から特に関心の高い事項につきましては、株主総会においてご説明させていただく予定です。なお、個別のご回答には応じかねますので、あらかじめご了承ください。総会の進行上の都合やご質問内容により、すべてのご質問にお答えできない場合があります。

### 4. 当日のバーチャル株主総会「Sharely」に関するお問い合わせ先

**【電話番号】 03-6416-5287（コインチェック株式会社 Sharelyヘルプデスク）**

**【受付日時】 株主総会当日 午前9:00から株主総会終了時まで**

#### 【インターネット参加に係るご留意事項】

- インターネット参加によりライブ中継をご覧いただくことは、会社法上、株主総会への出席とは認められません。そのため、インターネット参加を通じて株主総会において株主様に認められている質問、議決権行使や動議を行うことはできません。議決権行使は、行使期限にご留意いただいたうえで、インターネットによる議決権行使又は議決権行使書をご郵送ください。
- 事前質問フォームから動議の提出はできません。動議を提出する可能性がある株主様は、本総会会場へ直接ご出席ください。
- ご使用のパソコン環境（機種、性能等）やインターネットの接続環境（回線状況、接続速度等）により、映像や音声に不具合が生じる場合がございますのであらかじめご了承ください。
- オンライン株主総会当日において、ご視聴者様側の環境等の問題と思われる原因での接続不良・遅延・音声のトラブルにつきましてもサポートできかねます。あらかじめご了承ください。
- ご視聴いただくための通信料金等は、各株主様のご負担となります。
- 映像や音声データの第三者への提供や公開での上映、転載・複製及びログイン方法を第三者に伝えることは禁じます。
- 本総会当日のライブ配信は議長及び当社役員のための撮影となっております。ご理解くださいますようお願い申し上げます。
- その他配信システムに関するご不明点に関しましては、下記FAQサイトをご確認ください。  
<https://sharely.zendesk.com/hc/ja/articles/360051046253>

# 株主総会参考書類

## 第1号議案 定款一部変更の件

### 1. 提案の理由

- (1) 2021年6月16日付で施行された「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」（令和3年法律第70号）により、新たに「場所の定めのない株主総会」（いわゆるバーチャルオンリー株主総会）の開催が認められたことに伴い、定款第12条第2項を追加するものであります。

バーチャルオンリー株主総会は、遠隔地の株主様など多くの株主様が出席しやすくなることで、株主総会の活性化・効率化・円滑化につながり、また、新型コロナウイルス感染症等の感染症拡大防止にも資すると考えております。

なお、当社は、当社による場所の定めのない株主総会が、株主の利益の確保に配慮しつつ産業競争力を強化することに資する場合として経済産業省令・法務省令で定める要件に該当することについて、経済産業省令・法務省令で定めるところにより、経済産業大臣及び法務大臣の確認を受けており、定款第12条第2項に係る定款変更は本総会終結の時をもって効力が発生するものいたします。

- (2) 「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなりますので、次のとおり定款を変更するものであります。
- ① 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられることから、変更案第18条（電子提供措置等）第1項を新設するものであります。
  - ② 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第18条（電子提供措置等）第2項を新設するものであります。
  - ③ 株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第18条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
  - ④ 上記の新設及び削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものいたします。

### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

## 現行定款

(株主総会の招集)

第12条 (条文省略)  
(新 設)

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第18条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

(新 設)

(新 設)

(新 設)

## 変更案

(株主総会の招集)

第12条 (現行どおり)

- 2 当社の株主総会は、場所の定めのない株主総会とすることができる。  
(削 除)

(電子提供措置等)

- 第18条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。
- 2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(附則)

(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)

- 第1条 定款第18条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および定款第18条（電子提供措置等）の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、2022年9月1日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第18条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）は、なお効力を有する。
  - 3 本条の規定は、2022年9月1日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

**第2号議案****取締役4名選任の件**

取締役全員（4名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役4名の選任をお願いするものがあります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	当社における地位	
1	かしま ひでとし 鹿島 秀俊	代表取締役社長	再任
2	よこがわ なおよし 横川 尚佳	常務取締役経営管理本部長	再任
3	くすのき たけし 楠 武史	取締役事業本部長	再任
4	おかもと やすひこ 岡本 泰彦	社外取締役	再任 社外 独立

**再任** 再任取締役候補者 **社外** 社外取締役候補者 **独立** 証券取引所の定めに基づく独立役員



所有する当社の株式数  
2,385,000株

候補者番号

1

かしま ひでとし  
**鹿島 秀俊** (1978年9月20日生)

再任

### 〔略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）〕

2007年 5月	株式会社インクストウエン ター入社	2013年 1月	同 代表取締役社長（現任）
2009年 5月	当社創業 同 専務取締役	2018年 2月	株式会社リベロビジネスサ ポート代表取締役 （現在に至る）

### 〔取締役候補者とした理由〕

鹿島秀俊氏は、2009年に当社を創業し、当社グループの基盤を築きあげるとともに、2013年から9年間にわたり当社グループの経営を指揮して、その成長に貢献してまいりました。会社経営における幅広い知識と、持続的な企業価値向上のためのリーダーシップは、今後の当社グループの更なる成長のために必要であることから、引き続き取締役候補者いたしました。

候補者番号

2

よこがわ なおよし  
**横川 尚佳** (1978年6月26日生)

再任

### 〔略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）〕

2007年 5月	株式会社インクストウエン ター入社	2009年 5月	当社創業 同 常務取締役経営管理本 部長（現任） （現在に至る）
----------	----------------------	----------	---

### 〔取締役候補者とした理由〕

横川尚佳氏は、2009年の当社創業以来、新規サービスの設計から運用に至るまでを担ってきた経験から経営企画及び経営管理に関する広い見識を有しております。同氏の豊富な経験と知見が、今後の当社グループの更なる成長のために必要であることから、引き続き取締役候補者いたしました。



所有する当社の株式数  
1,485,000株



候補者番号

3

くすのき

楠

たけし

武史

(1977年6月26日生)

再任

所有する当社の株式数

一株

### 【略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）】

2014年 1月	当社入社 同 営業本部長	2018年12月	同 取締役事業本部長（現任）
2018年 1月	同 執行役員営業本部長	2019年 4月	株式会社リベロビジネスサポート代表取締役（現任） （現在に至る）

### 「取締役候補者とした理由

楠武史氏は、2014年の当社入社以来、事業部門の責任者として当社の業績向上を牽引してきており、事業の統括及び推進に関して確実な実績を残しております。同氏の事業における推進力とマネジメント能力は、今後の当社グループの更なる成長のために必要であることから、引き続き取締役候補者としていたしました。

候補者番号

4

おかもと

岡本

やすひこ

泰彦

(1961年4月6日生)

社外

再任

独立



所有する当社の株式数

一株

### 【略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）】

1985年 4月	株式会社広島銀行入行	2016年 6月	ジェイコム株式会社（現 ライクスタッフイング株式会社）取締役会長（現任）
1988年10月	株式会社文化倶楽部入社		
1993年 9月	株式会社パワーズインターナショナル（現 ライク株式会社）設立 同社代表取締役社長（現任）	2017年 1月	株式会社サンライズ・ヴィラ（現 ライクケア株式会社）取締役会長（現任）
2015年 8月	サクセスホールディングス株式会社（現 ライクキッズ株式会社）取締役会長（現任）	2020年 3月	当社社外取締役（現任） （現在に至る）

### 「社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

岡本泰彦氏は、東証一部上場会社であるライク株式会社の代表取締役であり、保育、人材サービスと幅広い業界で経営者として会社経営・事業戦略を担ってきた経験に加え、コーポレート・ガバナンスに対する豊富な知識を併せ持つ人物であり、同氏の豊富な経験と知見は、今後の当社グループの更なる成長のために必要であることから、引き続き社外取締役候補者としていたしました。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。  
 2. 岡本泰彦氏は社外取締役候補者であります。  
 3. 岡本泰彦氏が社外取締役に就任してからの年数は本総会終結の時をもって2年であります。  
 4. 当社は、岡本泰彦氏との間で、会社法第423条第1項に定める賠償責任の限度額を、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときに限り、会社法第425条第1項が定める最低責任限度額を限度とする旨の責任限定契約を締結しております。本議案において、同氏が再任された場合には、当該契約を継続する予定であります。  
 5. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる損害賠償金等を当該保険契約により補填することとしております。各候補者は、当該保険の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。  
 6. 当社は岡本泰彦氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。なお、同氏の再任が承認された場合には、引き続き同氏を独立役員とする予定であります。

## 第3号議案

## 監査役1名選任の件

監査役浅野絵里氏は、本総会終結の時をもって辞任されますので、その補欠として監査役1名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、補欠として選任する監査役の任期は、当社定款の定めにより、退任する監査役の任期の満了する時までとなります。

また、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。



やまもと あみ  
**山本 有未** (1983年5月19日生)

社外 新任  
 独立

## 〔略歴、当社における地位（重要な兼職の状況）〕

2010年12月	弁護士登録（東京弁護士会）	2015年10月	中村好伸法律事務所入所
2012年6月	GMOペイメントゲート ウェイ株式会社入社		（現在に至る）

## 〔社外監査役候補者とした理由〕

山本有未氏は、弁護士であり、法律の専門家としての高い見識を有しており、中立的及び客観的な立場から当社の経営に反映していただけるものと判断し、社外監査役候補者といたしました。なお、同氏は、社外役員になること以外の方法で会社の経営に参与した経験はありませんが、弁護士として企業法務に精通しており、社外監査役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。

所有する当社の株式数

一株

- (注) 1. 山本有未氏と当社との間には、特別な利害関係はありません。
2. 山本有未氏は社外監査役候補者であります。
3. 山本有未氏の戸籍上の氏名は、増田有未であります。
4. 当社は、候補者の選任が承認された場合には、会社法第423条第1項に定める賠償責任の限度額を、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときに限り、会社法第425条第1項が定める最低責任限度額を限度とする旨の責任限定契約を締結する予定であります。
5. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる損害賠償金等を当該保険契約により補填することとしております。候補者が監査役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。
6. 山本有未氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏の選任が承認された場合には、独立役員として指定する予定であります。

#### 第4号議案

### 取締役の報酬額改定の件

当社の取締役の報酬額は、2019年2月8日開催の臨時株主総会において、年額200百万円以内と決議いただき今日に至っておりますが、経済情勢の変化その他諸般の事情等を勘案し、また役員賞与の支給等今後の機動的な運用を可能とするため、取締役の報酬等の総額を年額200百万円以内（うち社外取締役分30百万円以内）とし、役員賞与を含むものと改定させていただきたく存じます。また、取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたしたいと存じます。

本議案は、当社の事業規模、役員報酬体系やその支給水準、現在の役員の員数及び今後の動向等を総合的に勘案しつつ、取締役会で決定しており、相当であるものと判断しております。

当社の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針は事業報告26ページに記載のとおりであります。

なお、現在の取締役は4名（うち社外取締役1名）であります。第2号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役は4名（うち社外取締役1名）となります。

#### 第5号議案

### 監査役の報酬額改定の件

当社の監査役の報酬額は、2020年3月25日開催の第11回定時株主総会において、年額30百万円以内と決議いただき今日に至っておりますが、経済情勢の変化その他諸般の事情等を勘案し、また役員賞与の支給等今後の機動的な運用を可能とするため、監査役の報酬等の総額を年額30百万円以内とし、役員賞与を含むものと改定させていただきたく存じます。

なお、現在の監査役は3名（うち社外監査役3名）であります。第3号議案が原案どおり承認可決されますと、監査役は3名（うち社外監査役3名）となります。

以上



## 1 | 企業集団の現況 |

### (1) 当連結会計年度の事業の状況

#### ① 事業の経過及び成果

当連結会計年度における我が国の経済は、新型コロナウイルス感染症のワクチン接種が促進され、2021年9月には緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置が全面解除されたことにより、経済活動や個人消費に回復の兆しが見えたものの、オミクロン株による感染再拡大により、多くの地域でまん延防止等重点措置が適用され、先行きが不透明な状況は依然として継続しております。

当社グループにおきましては、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた社会的責任の観点から、従業員の時差出勤やテレワークの実施等の対応を取りながら事業活動を行ってまいりました。

当社グループを取り巻く環境につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う緊急事態宣言の発令等の影響による、人の移動制限の継続もあり、賃貸住宅における仲介件数の減少が続いております。当社グループの基盤事業である「新生活ラクっとNAVI」は、一時的に同影響を受けておりますが、一方で、同じく基盤事業である「転勤ラクっとNAVI」におきましては、登録社数、サポート件数、売上高がコロナ禍以前の水準を超え、かつ前期比で増加となりました。

このような状況の下、当社グループは、法人企業等及び不動産事業者向けの移転者サポートサービスである「転勤ラクっとNAVI」及び「新生活ラクっとNAVI」の利用拡大のため、不動産事業者及び法人企業等の新規顧客の獲得を推進しております。また、クラウド賃貸契約サービスにおいては、法人企業等向けの社宅管理サービスである「ワンコイン賃貸」に加えて、企業に勤める従業員個人が利用可能な、最大2年間、毎月2,000円の家賃割引が受けられる「ヘヤワリ」についても取り扱いの拡大を図っており、引越事業者向けサービスである引越しプラットフォーム「HAKOPLA (ハコプラ)」においては、引越事業者のコスト削減及び利益率アップに繋がる新サービスメニューの拡充により前年同期比で増収となりました。

この結果、当連結会計年度の経営成績は、売上高2,376,765千円（前連結会計年度比11.2%増）、営業利益359,596千円（前連結会計年度比14.1%増）、経常利益345,990千円（前連結会計年度比8.7%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は239,008千円（前連結会計年度比6.1%増）となりました。

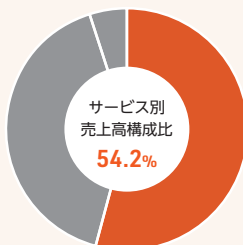
なお、当社グループは、移転者サポート事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

## 連結業績

売上高	23億76百万円	営業利益	3億59百万円
経常利益	3億45百万円	親会社株主に帰属する当期純利益	2億39百万円

## サービス別業績

	新生活 ラクっとNAVI	転勤 ラクっとNAVI	HAKOPLA・WEB
売上高	12億87百万円	9億74百万円	1億15百万円
売上原価	2億30百万円	62百万円	33百万円
売上総利益	10億56百万円	9億12百万円	81百万円

新生活ラクっと **NAVI**

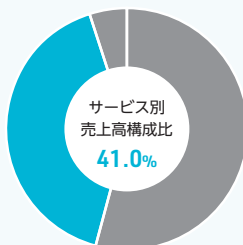
## サービス概要

## 不動産事業者向けサービス

不動産会社の顧客に対して引越し及びライフラインをサポートするサービス

不動産事業者向けのサービスであり、不動産仲介店舗で新居を決めた顧客に対して、不動産事業者が当サービスの案内を行い承諾を得たうえで、当社に顧客サポートを依頼します。主に引越し相見積りサービスとライフライン（新電力、ガス及びインターネット回線）のサポートを実施しております。

今期における「新生活ラクっとNAVI」の売上高は12億87百万円となり、前期比で7.5%の減収となりました。新型コロナウイルス感染症拡大に伴う緊急事態宣言発令等による人の移動制限により、不動産会社の仲介件数が減少したことによる影響であります。

転職ラクっと **NAVI**

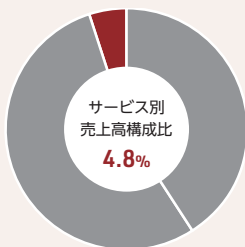
## サービス概要

## 法人企業向けサービス

転職にまつわる業務負担を解消するクラウド転職支援サービス

法人企業等向けのクラウド転職支援サービスであり、法人企業等の人事異動により転職が発生することとなる転職者（従業員）がサービス利用者となります。主にお部屋探し及び引越し相見積りサービスのサポート、ライフライン（新電力、ガス及びインターネット回線）のサポートを実施しております。

今期における「転職ラクっとNAVI」の売上高は9億74百万円となり、前期比で45.7%の増収となりました。展示会での新規顧客獲得、パートナー企業との協業により新規顧客獲得が順調に推移したことによる影響であります。登録社数が2,532社となり、昨年より332社増加いたしました。



## サービス概要

### 引越会社向けサービス

1社では実現が難しいことを全国の引越会社が「つながる」ことで実現し、業界全体のコスト削減・利益率向上へとつなげる引越業界初の『プラットフォーム』サービス

主なサービスメニューとしては、引越案件、空きトラック、資材配送回収、人材の各種マッチングメニューに加えて、幹線便及び鉄道輸送の共同利用、燃料の共同購入など多岐にわたっております。全国の引越業界の課題解決に取り組めます。

今期における「HAKOPLA・WEB」の売上高は1億15百万円となり、前期比で52.2%の増収となりました。SBSロジコム株式会社と「一般物流マッチング」、株式会社タイミーと「人材マッチング」、株式会社soucoと「倉庫マッチング」との連携などによりマッチング及びサポート件数が増加したことによる影響であります。

## サービス別指標

	クライアント (サービス依頼)	主要サポート数 (2021年12月期)	パートナー (サービス提供)
新生活ラクっとNAVI	不動産事業者等 <b>1,054社</b>	累計サポート数 <b>27.7万件</b>	不動産事業者 <b>422社</b>
転勤ラクっとNAVI	法人企業等 <b>2,532社</b>	累計サポート数 <b>3万件</b>	引越事業者 <b>161社</b>
ハヤワリ	法人企業等 <b>385社</b>	—	ライフライン提供事業者 <b>87社</b>
HAKOPLA	参加事業者 <b>104社</b>	案件マッチング <b>1.1万件</b>	参加事業者 <b>104社</b>

## ② 設備投資の状況

当連結会計年度において、重要な設備投資等はありません。

## ③ 資金調達の状況

当社は、2021年9月27日を払込期日とする公募増資による新株式発行により615,664千円の資金調達を行い、2021年10月27日を払込期日とするオーバーアロットメントによる売出しに関連した第三者割当増資による新株式発行により52,679千円の資金調達を行っております。

## (2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

### ① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第10期 (2018年12月期)	第11期 (2019年12月期)	第12期 (2020年12月期)	第13期 (当連結会計年度) (2021年12月期)
売 上 高 (千円)	—	—	—	2,376,765
経 常 利 益 (千円)	—	—	—	345,990
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益 (千円)	—	—	—	239,008
1株当たり当期純利益 (円)	—	—	—	48.66
総 資 産 (千円)	—	—	—	3,051,865
純 資 産 (千円)	—	—	—	1,835,865

- (注) 1. 当連結会計年度より連結計算書類を作成しておりますので、第12期以前の状況は記載しておりません。  
 2. 2021年6月9日付で普通株式1株につき50株の割合で株式分割を行っております。この株式分割が第13期の期首に行われたと仮定して1株当たり当期純利益を算出してしております。  
 3. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数に基づき算出してしております。

## ② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第10期 (2018年12月期)	第11期 (2019年12月期)	第12期 (2020年12月期)	第13期 (当事業年度) (2021年12月期)
売 上 高 (千円)	3,402,662	1,898,156	2,140,317	2,364,535
経 常 利 益 (千円)	154,450	226,327	317,110	303,352
当 期 純 利 益 (千円)	109,993	148,166	224,279	206,701
1 株 当 たり 当 期 純 利 益 (円)	24.43	31.58	47.18	42.08
総 資 産 (千円)	876,459	1,215,555	1,522,726	2,448,557
純 資 産 (千円)	480,304	618,471	938,846	1,813,891

- (注) 1. 第11期より法人企業等向けである「転勤ラクッとNAVI」の引越サービスにおける売上高の計上方法を従来の計上方法（引越代金と当社が受取る手数料の総額を売上高とする方法）から、引越総額のうち当社が受取る手数料のみを売上高とする計上方法に変更しております。
2. 2018年12月20日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。この株式分割が第10期の期首に行われたと仮定して1株当たり当期純利益を算出しております。
3. 2021年6月9日付で普通株式1株につき50株の割合で株式分割を行っております。この株式分割が第10期の期首に行われたと仮定して1株当たり当期純利益を算出しております。
4. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数に基づき算出しております。

## (3) 重要な親会社及び子会社の状況

### ① 親会社の状況

該当事項はありません。

### ② 重要な子会社の状況

会社名	資本金 (百万円)	当社の議決権比率 (%)	主要な事業内容
株式会社リベロビジネスサポート	100	100.0	社宅管理事業における宅地建物取引業

## (4) 対処すべき課題

当社では、新生活にかかわる顧客とパートナー企業双方の『困った困ったを、良かった良かったに。』に変えていくことを経営理念として掲げており、急速に変化する新生活にかかわる「困った」を的確に抽出し、早急に最適解を提案し「良かった」に変えていくことにより、顧客とパートナー企業の信頼を高めて企業価値を向上してまいります。

上記経営理念のもと、急速に変化を続ける市況に対応していくべく、当社では、以下の課題に取り組み、事業の拡大に努めてまいります。

### ① 事業基盤の強化

当社グループが法人及び個人を対象として展開する移転者サポート事業において、顧客を増加させ、その事業基盤を拡大していくためには、新たにサポートするサービスの開発と1つ1つのサポートの品質向上が最重要事項であると考えております。法人・個人を問わず幅広い顧客ニーズの把握に努め、迅速に対応していくことにより、強固な事業基盤構築を目指してまいります。

### ② パートナーシップの拡大

当社グループの移転者サポート事業の運営においては、サポート実施時に具体的な業務を担当する不動産事業者、引越事業者、新電力事業者、ガス小売事業者、インターネット回線事業者等多くの事業者との連携が必要不可欠となっております。移転者サポート事業の継続的な発展のために引き続き事業者とのパートナーシップの拡大を図ってまいります。

### ③ 拡大領域の強化

基盤事業である「新生活ラクっとNAVI」及び「転勤ラクっとNAVI」の継続したサービスメニューの追加とサービス依頼者の増加による成長に加えて、拡大領域となるデジタルトランスフォーメーション（DX）を活用したクラウド賃貸契約サービス「ハヤワリ」、BtoBプラットフォームである「HAKOPLA（ハコプラ）」の伸長により事業間シナジーの最大化を目指します。

### ④ テクノロジーの活用によるデジタル連携の推進

当社グループではAI・テクノロジーの活用による新生活関連サービスのデジタル化及びワンストップ化の推進が必要だと考えております。そのために、当社グループでは、政府や民間事業者と連携して、引越しに伴う手続きの負担を軽減し、また手続漏れを防止するため引越しワンストップサービスの実証実験に参加（※）しております。また、クラウド賃貸契約サービスにおける転賃借契約の電子化を起点として、不動産賃貸データのデジタル連携の推進、及びAI・ディープラーニング等の新技術を活用することによって、新たな顧客体験の価値向上やデジタル連携による成長に取り組んでまいります。※内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室「引越しワンストップサービス実証実験」（2019年12月2日～12月24日）及び「引越しワンストップサービス実サービス検証」（2020年11月25日～12月23日）等

### ⑤ 人材の採用と教育

事業基盤の強化及びパートナーシップの拡大を図っていくためには、優秀な人材の確保が必須であります。そのため、当社グループでは営業部門を中心に積極的な人材獲得と当社グループの経営理念を法人・個人を問わず的確に伝えていくための人材教育を推進してまいります。

### ⑥ 個人情報保護法への対応

当社グループでは、多くの個人情報を取り扱っており、個人情報保護法への対応が重要であると認識しております。これに対して、既にプライバシーマークを取得するとともに、継続的な運用の見直しと社内教育等により、高いレベルでの情報管理体制の構築を目指してまいります。

## (5) 主要な事業内容 (2021年12月31日現在)

当社は、新生活にかかわるより多くの人々を支えるために、法人及び個人を対象としてお部屋探し、お引越し、でんき・ガス・インターネット案内等の移転サポート業務、主として法人を対象とした転賃方式の社宅管理業務、引

越会社向けプラットフォーム提供業務を行う新生活サポート事業を展開しております。

なお、当社は、移転者サポート事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

## (6) 主要な営業所及び工場 (2021年12月31日現在)

### ① 当社

本社	東京都港区虎ノ門三丁目8番8号
大阪支店	大阪市北区豊崎三丁目2番1号

### ② 子会社

株式会社リバロビジネスサポート	東京都港区虎ノ門三丁目8番8号
-----------------	-----------------

## (7) 従業員の状況 (2021年12月31日現在)

### ① 企業集団の従業員の状況

事業区分	従業員数	前期末比増減
移転者サポート事業	107名 (97名)	15名増 (27名減)

(注) 従業員数は就業人員 (当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。) であり、臨時従業員は ( ) 内に人数を外数で記載しております。

### ② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
106名 (97名)	15名増 (27名減)	34.7歳	3.6年

(注) 従業員数は就業人員 (当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。) であり、臨時従業員は ( ) 内に人数を外数で記載しております。

## (8) 主要な借入先の状況 (2021年12月31日現在)

該当事項はありません。

## (9) その他会社の現況に関する重要な事項

当社は、2021年9月28日をもって、東京証券取引所マザーズに株式上場いたしました。



## 2 | 会社の現況

### (1) 株式の状況 (2021年12月31日現在)

#### ① 発行可能株式総数

19,120,000株

(注) 2021年5月31日付にて実施した定款変更に伴い、発行可能株式総数は382,400株としておりましたが、2021年6月9日付にて実施した株式分割（1株を50株に分割）に伴い、発行可能株式総数は18,737,600株増加しております。

#### ② 発行済株式の総数

5,298,900株

(注) 1. 2021年6月9日付にて実施した株式分割（1株を50株に分割）に伴い、発行済株式総数は4,684,400株増加しております。  
2. 東京証券取引所マザーズへの株式上場にあたり実施した2021年9月27日を払込期日とする公募増資による新株式発行により、発行済株式総数が478,000株増加しております。

#### ③ 株主数

773名

#### ④ 大株主

株主名	持株数 (株)	持株比率 (%)
鹿島 秀俊	2,385,000	45.0
横川 尚佳	1,485,000	28.0
株式会社ベネフィット・ワン	455,000	8.6
MSIP CLIENT SECURITIES	120,000	2.3
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	90,800	1.7
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC)	61,800	1.2
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	47,500	0.9
株式会社日本カストディ銀行 (証券投資信託口)	35,100	0.7
モルガン・スタンレーMUFG証券株式会社	31,000	0.6
株式会社三好不動産	30,000	0.6

#### ⑤ その他株式に関する重要な事項

2021年10月27日を払込期日とするオーバーアロットメントによる売出しに関連して行う第三者割当増資による新株式発行により、発行済株式の総数は40,900株増加しております。

## (2) 会社役員 の 状況

### ① 取締役及び監査役の状況 (2021年12月31日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	鹿島 秀俊	－
常務取締役	横川 尚佳	経営管理本部長
取締役	楠 武史	事業本部長 株式会社リベロビジネスサポート 代表取締役
取締役	岡本 泰彦	ライク株式会社 代表取締役社長 ライクケア株式会社 取締役会長 ライクスタッフィング株式会社 取締役会長 ライクキッズ株式会社 取締役会長
常勤監査役	萩原 伸朗	－
監査役	土谷 環	リエゾン・マネジメント株式会社 代表取締役
監査役	浅野 絵里	弁護士

(注) 1. 取締役岡本泰彦氏は、社外取締役であります。

2. 監査役萩原伸朗氏、土谷環氏、浅野絵里氏は、社外監査役であります。

3. 監査役土谷環氏は、証券・金融業での業務経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

4. 当社は、社外取締役岡本泰彦氏、社外監査役萩原伸朗氏、社外監査役土谷環氏及び社外監査役浅野絵里氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

### ② 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役及び各監査役との間で会社法第427条第1項及び当社定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める額としております。

### ③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社及び子会社役員（取締役及び監査役）並びに管理職従業員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により被保険者の会社訴訟、株主代表訴訟等により被保険者が負担することとなった争訟費用及び損害賠償等の損害が填補されることとなります。

ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、贈収賄等の犯罪行為や意図的に違法行為を行った被保険者自身の損害等の場合には填補の対象としないこととしております。

#### ④ 取締役及び監査役の報酬等

##### イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年9月14日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりです。

##### ① 取締役の個人別の報酬等の内容決定に係る基本方針

取締役の報酬が、経営責任の明確化及び企業価値の持続的な向上へのインセンティブとして機能するよう、株主利益との連動を念頭に置いた報酬体系とし、個々の取締役の報酬等の決定は、各職責に応じた適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には、取締役の報酬は、金銭報酬である月額固定報酬及び業績連動報酬たる決算賞与並びに非金銭報酬であるストックオプションとで構成する。

##### ② 金銭報酬に関する個人別の報酬等の額に係る決定方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

月額固定報酬は、当社グループの業績（連結営業利益を指標とする。以下、同様とする。）及び担当業務における各取締役の貢献・実績に基づき、役位・職責、当社の連結業績その他会社の業績等を総合的に勘案して報酬等の額の算定を行い、下記「⑥ 取締役の個人別の報酬等の額に係る決定方法」に従い決定するものとする。

##### ③ 業績連動報酬等に係る業績指標の内容及び当該業績連動報酬等の額又は数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

業績連動報酬たる決算賞与については、当社グループの業績が著しく向上し、期初計画を上回る連結営業利益を計上した場合において、役位・職責、当社の業績等を総合的に勘案して額の算定を行い、下記「⑥ 取締役の個人別の報酬等の額に係る決定方法」に従い決定するものとする。なお、決算賞与を支給する場合は、年1回定時株主総会後に支給するものとする。

##### ④ 非金銭報酬等の内容及び額もしくは数又はその算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

非金銭報酬たるストックオプションの支給する数については、役位・職責、在任年数に応じて、他社水準や経済情勢を考慮しながら総合的に勘案し、下記「⑥ 取締役の個人別の報酬等の額に係る決定方法」に従い決定し、一定の時期に支給するものとする。

##### ⑤ 金銭報酬の額、非金銭報酬等の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

金銭報酬である月額固定報酬及び業績連動報酬たる決算賞与並びに非金銭報酬であるストックオプショ

ンの種類ごとの比率については当面は定めないこととするが、当社と同程度の事業規模又は関連する業種・業態に属する企業を参考とする。

#### ⑥取締役の個人別の報酬等の額に係る決定方法

個人別の報酬等の額は、取締役報酬に関する内規に従い、代表取締役が起案のうえ、取締役会の決議により決定するものとする。なお、取締役会での決議に先立っては、代表取締役は社外取締役及び監査役会に意見を求め、意見がある場合にはその意見を踏まえた上で起案する。

### ロ. 当該事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が当該方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

当該事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容については、取締役報酬に関する内規に従い代表取締役が原案を作成後、社外取締役及び監査役会に意見を求め、意見がある場合にはその意見を踏まえたうえで取締役会に上程していることから、当該方針に沿うものであると取締役会が判断しております。

### ハ. 当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取 締 役 (うち社外取締役)	101,400 (6,000)	101,400 (6,000)	— (—)	— (—)	4 (1)
監 査 役 (うち社外監査役)	8,604 (8,604)	8,604 (8,604)	— (—)	— (—)	3 (3)
合 計 (うち社外役員)	110,004 (14,604)	110,004 (14,604)	— (—)	— (—)	7 (4)

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。  
 2. 取締役の報酬限度額は、2019年2月8日開催の臨時株主総会において、年額200,000千円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、3名（うち、社外取締役は0名）です。  
 3. 監査役の報酬限度額は、2020年3月25日開催の第11回定時株主総会において、年額30,000千円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、3名（うち、社外監査役は3名）です。

### ⑤ 社外役員に関する事項

#### イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・社外取締役岡本泰彦氏は、ライク株式会社の代表取締役社長、ライクケア株式会社の取締役会長、ライクスタッフィング株式会社の取締役会長及びライクキッズ株式会社の取締役会長であります。

ライク株式会社は、当社の「転勤ラクっとNAVI」を利用しております。なお、具体的な取引条件につきましては、他の関連を有しない取引先と同等の条件となっております。

ライクスタッフィング株式会社、ライクケア株式会社及びライクキッズ株式会社と当社との間には特別な関係はありません。

- ・ 社外監査役土谷環氏は、同氏が創業したりエゾン・マネジメント株式会社の代表取締役であります。リエゾン・マネジメント株式会社と当社の間には特別な関係はありません。

### ロ. 当事業年度における主な活動状況

	活動状況 社外取締役期待される役割に関して行った職務の内容
取締役 岡本 泰彦	当事業年度の取締役会18回のすべてに出席し、上場会社の経営者として企業経営等に関する幅広い知見を活かし、経営全般に対して、リスクマネジメントの観点から積極的に意見・提言等を行うとともに、必要に応じて経営陣に適宜報告を求める等、監督機能の役割を果たしております。
監査役 萩原 伸朗	当事業年度の取締役会18回のすべて、また監査役会14回すべてに出席し、上場会社の法務部門、監査役を歴任した経験と培った知見を活かし、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
監査役 土谷 環	当事業年度の取締役会18回のすべて、また監査役会14回すべてに出席し、証券・金融業に関する豊富な経験・知見を活かし、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
監査役 浅野 絵里	当事業年度の取締役会18回のすべて、また監査役会14回すべてに出席し、弁護士としての専門的見地から、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

### (3) 会計監査人の状況

① 名称 有限責任監査法人トーマツ

② 報酬等の額

	報酬等の額 (千円)
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額 (公認会計士法第2条第1項の監査業務の報酬)	31,000
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	33,000

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等について同意の判断をいたしました。

### ③ 非監査業務の内容

当社は有限責任監査法人トーマツに対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外に、新規上場に係るコンフォートレター作成業務についての対価を支払っております。

### ④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

## 3 | 剰余金の配当等の決定に関する方針 |

当社グループは現在成長過程にあり、財務体質の強化と事業拡大のための内部留保の確保を図ることが重要であると考えており、設立以来配当を実施しておりません。今後の配当方針については、将来の事業展開及び財務基盤強化に必要な内部留保の確保を優先し、当面は無配を予定しておりますが、一方で、株主への利益還元も重要な経営課題として認識しており、今後の経営成績及び財政状態を勘案し、利益配当についても検討してまいります。なお、配当実施の可能性及びその実施時期等については、現時点において未定であります。

当社の剰余金の配当は、年1回の期末配当を基本としており、その他年1回中間配当を行うことができる旨及び上記の他に基準日を定めて剰余金の配当を行うことができる旨を定款に定めております。配当の決定機関は、中間配当、期末配当共に取締役会であります。なお、会社法第454条第5項の規定により「取締役会の決議によって中間配当を行うことができる」旨を定款に定めております。

当期の期末配当金につきましては、上記の方針等を考慮し、無配としました。また、次期の配当金につきましても無配を予定しております。

# 連結計算書類

## 連結貸借対照表 (2021年12月31日現在)

科目	金額
<b>資産の部</b>	
<b>流動資産</b>	<b>2,535,965</b>
現金及び預金	1,752,511
売掛金	368,738
前渡金	301,298
その他	113,417
<b>固定資産</b>	<b>515,899</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>20,683</b>
建物附属設備	17,570
車両運搬具	2,129
器具及び備品	982
<b>無形固定資産</b>	<b>86,900</b>
<b>投資その他の資産</b>	<b>408,315</b>
敷金及び保証金	337,770
繰延税金資産	10,560
その他	59,984
<b>資産合計</b>	<b>3,051,865</b>

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

科目	金額
<b>負債の部</b>	
<b>流動負債</b>	<b>879,770</b>
買掛金	234,651
未払金	120,151
未払費用	83,574
前受金	285,971
未払法人税等	77,838
その他	77,583
<b>固定負債</b>	<b>336,229</b>
預り敷金及び保証金	188,628
資産除去債務	3,589
その他	144,012
<b>負債合計</b>	<b>1,216,000</b>
<b>純資産の部</b>	
<b>株主資本</b>	<b>1,835,037</b>
資本金	420,171
資本剰余金	425,171
利益剰余金	989,694
<b>新株予約権</b>	<b>828</b>
<b>純資産合計</b>	<b>1,835,865</b>
<b>負債・純資産合計</b>	<b>3,051,865</b>

(単位：千円)

## 連結損益計算書 (2021年1月1日から2021年12月31日まで)

(単位：千円)

科目	金額
売上高	2,376,765
売上原価	326,597
売上総利益	2,050,168
販売費及び一般管理費	1,690,571
営業利益	359,596
営業外収益	5,112
受取利息	9
消費税等差額	5,077
その他	25
営業外費用	18,717
上場関連費用	18,242
その他	475
経常利益	345,990
税金等調整前当期純利益	345,990
法人税、住民税及び事業税	106,819
法人税等調整額	162
当期純利益	239,008
親会社株主に帰属する当期純利益	239,008

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。



# 計算書類

## 貸借対照表 (2021年12月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額
<b>資産の部</b>	
<b>流動資産</b>	<b>2,122,717</b>
現金及び預金	1,501,120
売掛金	369,893
関係会社短期貸付金	150,000
前払費用	43,304
その他	58,398
<b>固定資産</b>	<b>325,840</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>20,683</b>
建物附属設備	17,570
車両運搬具	2,129
器具及び備品	982
<b>無形固定資産</b>	<b>86,900</b>
ソフトウェア	41,668
ソフトウェア仮勘定	44,632
その他	600
<b>投資その他の資産</b>	<b>218,256</b>
関係会社株式	100,000
敷金及び保証金	76,904
繰延税金資産	9,552
その他	31,799
<b>資産合計</b>	<b>2,448,557</b>

科目	金額
<b>負債の部</b>	
<b>流動負債</b>	<b>620,014</b>
買掛金	238,697
未払金	154,432
未払費用	83,569
未払法人税等	66,497
預り金	43,019
その他	33,797
<b>固定負債</b>	<b>14,652</b>
資産除去債務	3,589
その他	11,063
<b>負債合計</b>	<b>634,666</b>
<b>純資産の部</b>	
<b>株主資本</b>	<b>1,813,063</b>
資本金	420,171
資本剰余金	425,171
資本準備金	411,171
その他資本剰余金	14,000
利益剰余金	967,720
その他利益剰余金	967,720
繰越利益剰余金	967,720
<b>新株予約権</b>	<b>828</b>
<b>純資産合計</b>	<b>1,813,891</b>
<b>負債・純資産合計</b>	<b>2,448,557</b>

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 損益計算書 (2021年1月1日から2021年12月31日まで)

(単位：千円)

科目	金額
売上高	2,364,535
売上原価	366,855
売上総利益	1,997,679
販売費及び一般管理費	1,679,565
営業利益	318,114
営業外収益	3,666
受取利息	1,241
業務受託料	2,400
その他	25
営業外費用	18,429
上場関連費用	18,242
消費税等差額	184
その他	1
経常利益	303,352
税引前当期純利益	303,352
法人税、住民税及び事業税	95,479
法人税等調整額	1,171
当期純利益	206,701

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

### 独立監査人の監査報告書

2022年2月16日

株式会社リペロ  
取締役会 御中有限責任監査法人トーマツ  
東京事務所指定有限責任社員  
業務執行社員  
指定有限責任社員  
業務執行社員  
公認会計士 三井 勇 治  
公認会計士 古川 讓 二

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社リペロの2021年1月1日から2021年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社リペロ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### **利害関係**

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2022年2月16日

株式会社リペロ  
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ  
東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員  
指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士 三井 勇 治  
公認会計士 古川 讓 二

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社リペロの2021年1月1日から2021年12月31日までの第13期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### **利害関係**

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年1月1日から2021年12月31日までの第13期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

#### 2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
  - ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
  - ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
  - ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果  
会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果  
会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年2月21日

株式会社リベロ 監査役会

常勤監査役（社外監査役）	萩原伸朗 ㊞
社外監査役	土谷環 ㊞
社外監査役	浅野絵里 ㊞

以 上

## 株主総会 会場ご案内図

### 会場

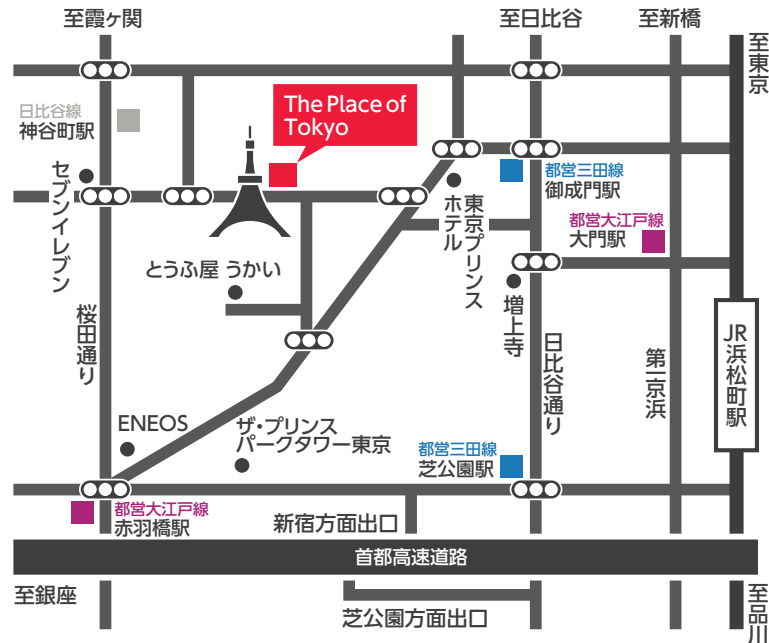
The Place of Tokyo - ザ プレイス オブ トウキョウ -

地下2階 グランドルーム

〒105-0011 東京都港区芝公園3丁目5番4号 TEL 03-5733-6788

### 交通

- 都営大江戸線 赤羽橋 駅 赤羽橋口より 徒歩5分
- 地下鉄日比谷線 神谷町 駅 1番出口より 徒歩7分
- 都営三田線 御成門 駅 A1出口より 徒歩7分



THE PLACE of TOKYO

※会場には専用駐車場はございませんので公共の駐車場をご利用くださいますようお願い申し上げます。